

事業所の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の検査キットは
佐賀市清掃工場で受け入れができません

- 検査キットのうち、プラスチックを含む部品や包装容器、検査液は産業廃棄物であり、佐賀市清掃工場では処分ができません。
- 説明書や紙箱は資源物として分別してください。(可燃ごみではありません)
- 分別方法についてはご契約の廃棄物収集運搬許可業者にご相談ください。
- 医療関係機関等※¹ で使用された検査キットは感染性廃棄物として処分してください。

【新型コロナウイルス感染症関連廃棄物の受け入れ可否】

	医療関係機関 宿泊療養施設 等	その他事業所
マスク※ ² 鼻をかんだティッシュ	受入 不可	受入 可 (二重袋にし、空気を抜く)
ビニル手袋 防護服	受入 不可	

※¹ 「医療関係機関等」とは、病院、診療所（保健所、血液センター等）、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る）を言います。

※² 化学繊維を含むマスクで、使用済みに限ります。新型コロナウイルス感染症の流行中のみ特例措置として受け入れますが、沈静後は産業廃棄物として処分してください。